

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【公開番号】特開2009-173042(P2009-173042A)

【公開日】平成21年8月6日(2009.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2009-031

【出願番号】特願2009-114917(P2009-114917)

【国際特許分類】

B 41 J 2/175 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/04 102Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月30日(2009.7.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液体消費装置に供給する液体を収容して前記液体消費装置の容器装着部に着脱自在に装着される容器本体と、

前記容器本体の所定位置に位置決めされるチップ本体の平坦な接続用外面に一対のチップ接点が設けられた回路チップと、

前記容器本体における前記回路チップの周辺に位置決めされると共に、対応する前記チップ接点に接触するチップ接触片と、他回路の接点に導通接続される他回路接続部とを有し、前記チップ接点と前記他回路の接点とを導通接続させる一対の接続端子板と、を備える液体収容容器であって、

前記各チップ接触片は、対応する前記チップ接点の長手方向に沿って互いに同一の側から前記接続用外面の上に延出し、

前記各チップ接点は、対応する前記チップ接触片に接触する側の端縁であって互いに同一の側の端縁に、前記長手方向に延出し前記接続用外面の縁部に達する延長部を有し、

前記延長部が達した縁部に対向する前記接続用外面の対辺の縁部と、前記チップ接点の前記延長部を有する端縁に対向する端縁との間に所定の離間距離が確保されていることを特徴とする液体収容容器。

【請求項2】

液体消費装置に供給する液体を収容して前記液体消費装置の容器装着部に着脱自在に装着される容器本体と、

前記容器本体の所定位置に位置決めされるチップ本体の平坦な接続用外面に一対のチップ接点が設けられた回路チップと、

前記容器本体における前記回路チップの周辺に位置決めされると共に、対応する前記チップ接点に接触するチップ接触片と、他回路の接点に導通接続される他回路接続部とを有し、前記チップ接点と前記他回路の接点とを導通接続させる一対の接続端子板と、を備える液体収容容器であって、

前記各チップ接触片は、対応する前記チップ接点の長手方向に沿って互いに逆側から前記接続用外面の上に延出し、

前記各チップ接点は、対応する前記チップ接触片に接触する側の端縁であって互いに逆側の端縁に、前記長手方向に延出し前記接続用外面の縁部に達する延長部を有し、

前記延長部が達した縁部に対向する前記接続用外面の対辺の縁部と、前記チップ接点の前記延長部を有する端縁に対向する端縁との間に所定の離間距離が確保されていることを特徴とする液体収容容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明の上記目的は、液体消費装置に供給する液体を収容して前記液体消費装置の容器装着部に着脱自在に装着される容器本体と、

前記容器本体の所定位置に位置決めされるチップ本体の平坦な接続用外面に一対のチップ接点が設けられた回路チップと、

前記容器本体における前記回路チップの周辺に位置決めされると共に、対応する前記チップ接点に接触するチップ接触片と、他回路の接点に導通接続される他回路接続部とを有し、前記チップ接点と前記他回路の接点とを導通接続させる一対の接続端子板と、を備える液体収容容器であって、

前記各チップ接触片は、対応する前記チップ接点の長手方向に沿って互いに同一の側から前記接続用外面の上に延出し、

前記各チップ接点は、対応する前記チップ接触片に接触する側の端縁であって互いに同一の側の端縁に、前記長手方向に延出し前記接続用外面の縁部に達する延長部を有し、

前記延長部が達した縁部に対向する前記接続用外面の対辺の縁部と、前記チップ接点の前記延長部を有する端縁に対向する端縁との間に所定の離間距離が確保されていることを特徴とする液体収容容器により達成される。

また、本発明の上記目的は、液体消費装置に供給する液体を収容して前記液体消費装置の容器装着部に着脱自在に装着される容器本体と、

前記容器本体の所定位置に位置決めされるチップ本体の平坦な接続用外面に一対のチップ接点が設けられた回路チップと、

前記容器本体における前記回路チップの周辺に位置決めされると共に、対応する前記チップ接点に接触するチップ接触片と、他回路の接点に導通接続される他回路接続部とを有し、前記チップ接点と前記他回路の接点とを導通接続させる一対の接続端子板と、を備える液体収容容器であって、

前記各チップ接触片は、対応する前記チップ接点の長手方向に沿って互いに逆側から前記接続用外面の上に延出し、

前記各チップ接点は、対応する前記チップ接触片に接触する側の端縁であって互いに逆側の端縁に、前記長手方向に延出し前記接続用外面の縁部に達する延長部を有し、

前記延長部が達した縁部に対向する前記接続用外面の対辺の縁部と、前記チップ接点の前記延長部を有する端縁に対向する端縁との間に所定の離間距離が確保されていることを特徴とする液体収容容器により達成される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

更に、延長部が達した縁部と対向する接続用外面の対辺の縁部は、チップ接点の端縁との間に所定の離間距離が確保されているので、例えば、回路チップの製造工程で、多数の回路チップを一枚のウェハ上に隣接する形態で板取りした時に、隣接する回路チップ間ではチップ接点が連続することがない。

従って、一枚のウェハ上に隣接する形態で板取りした多数の回路チップを、チップ相互の切り離しをする前に、一括で分極処理する製法を採用して、回路チップの生産を効率化することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】